河川基金

2025年度

2025年度(令和7年度)

河川基金

助成募集要項

川づくり団体部門

2024年10月

公益財団法人 河川財団

ご挨拶

河川財団では、1988年（昭和63年）3月に「河川整備基金」が創設されてから、36年にわたり助成事業を進めてまいりました。これまでに河川の調査・研究、環境整備、河川への理解を深める活動、河川・水教育等に対して助成を行い、多く研究者や研究機関、市民団体、学校等の活動を支援してきました。このような長年の支援は全体で約12,000件、総額約125億円にのぼります。

一方で基金設立から約35年間が経過し、社会情勢の変化等により、基金を取り巻く状況や基金への社会的要請も大きく変化したことから、将来に向けた「河川整備基金」の見直しや新たな役割の構築が必要になってきました。そのため河川財団では2015年1月より外部の有識者を委員とする『今後の河川整備基金のあり方検討委員会』を設置して議論を行い、2015年7月に委員会報告を取りまとめました。委員会報告を踏まえ、2016年度助成事業の募集からは、その名称を「河川基金」として新たなスタートを切りました。

これまでにも、助成事業の部門・区分の再構築、定額助成の導入、採択審査にあたっての評価基準の明確化等の改善を行っていますが、今後も引き続き、助成事業者の方々をはじめ、幅広く皆様のご意見を伺いながら、「河川基金」が多くの人々に活用され、人々の河川への理解が深まり、人と川との良好な関係がさらに強いものとなるよう弛まぬ改革を進めていく所存です。引き続き「河川基金」へのご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

2024年10月1日

公益財団法人 河川財団

理事長　小俣 篤

河川基金 募集概要

1. 助成部門

河川基金には、「研究者・研究機関部門」「川づくり団体部門」「学校部門」の3部門があり、よりよい“川づくり”に役立つ様々な活動を支援します。

●川づくり団体部門

河川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すための活動を行う市民団体等（川づくり団体）に助成を行います。

2. 募集期間

2024年10月1日（火）9:00～ 2024年11月15日（金）18:00

3. 申請方法

河川財団ホームページから河川基金ホームページを開き、「助成を希望する方へ」のページから申請してください。

http://shinsei.kasenkikin.jp

こちらのQRコードからアクセス

4. 申請期限についての注意事項

申請期限： 2024年11月15日（金）18:00 厳守

Web申請手続きシステムは、11月15日18時に閉鎖します。
それ以降は、受け付けることができませんので、ご注意ください。

5. 問い合わせ先

公益財団法人
河川財団

電話：03-5847-8303　　E-mail：kikin-toi@kasen.or.jp

担当：公益財団法人河川財団　基金事業部

電話での問い合わせは、右記の時間帯にお願いします。 9:15～12:00, 13:00～17:30
（土曜、日曜、祝祭日を除く）

6. 提出書類

Web申請手続きシステムにログイン後、フォーマットをダウンロードしてください。

7. 審査結果の通知

全ての申請者に対し4月初旬に採否、並びに採択金額を通知します。
審査内容についての説明には、一切応じませんので、予めご了承ください。

「川づくり」とは

「地域づくり」、「地域おこし」の実践の場が川であったり、流域であったりするというような地域活性化活動を意味します。具体的には、川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動、例えば、自らが理解を深め、その成果を他の人々に伝え、巻き込み、活動の輪を広げること、あるいは、子ども達や人々が理解を深めることへの助力やその機会の提供、理解を深める活動を支える指導者の育成・養成などの活動を総称して、「川づくり」として捉えます。この「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等の団体を「川づくり団体」といいます。

「河川・水教育」とは

身近にありながら普段あまり意識されることのない水と、その水の働きにより形成される身近な自然の事物としての河川についての学びを、学校教育において意識的に活用することで、児童・生徒が、物事を関連付けながら概念を構築し、体系化した上で体得していく学習能力の向上に役立てる、また、河川や水を学びの対象とすることで、自らの言葉で他者とコミュニケーションをする能力向上や、自然を愛する情操も同時に育むことを目指す取り組みを「河川・水教育」あるいは「河川・水の学び」と呼びます。

河川や水は、理科や社会科等の多くの単元における学習内容に関連しており、それぞれの単元を学習する際に、河川や水の存在や役割に留意して指導することで、各単元の理解を深めるだけでなく、単元間あるいは教科横断的な学習内容の関連性の理解を自然に喚起する効果が得られると考えられます。また、総合的な学習の時間の探究課題としても適切な学習材です。

例として、第4学年の理科で学習する雨水の行方と地面の様子の単元において、水は高い場所から低い場所へと流れて集まることを学びますが、このことから、起伏のある土地には、雨水を集める範囲があることまで理解を進めることができます。河川を流れる水を集めてくる範囲を流域として捉えることで、降雨と河川の水量を関係付けることが可能となる他、水害の発生機構の理解や、土地の成り立ちなど多くのことを学ぶことが可能となります。

目 次

1 河川基金　助成一覧 ……2

2 助成案内 ……3

川づくり団体部門 ……3

1 流域川づくり団体に対する助成 ……4

2 全国川づくり団体に対する助成 ……5

3 新設川づくり団体に対する助成 ……6

4 審査基準 ……8

5 留意事項 ……9

3 申請手続き ……10

4 申請手続きの留意事項 ……11

5 審査・決定及び通知 ……12

6 助成金の交付・額の確定 ……12

7 成果等の報告 ……13

8 成果の公表・発表等 ……13

9 助成金の交付決定の取り消し ……14

河川基金助成事業の流れ……15

申請可能な団体一覧……16

提出書類一覧……17

提出書類（フォーマット見本）……20

助成経費一覧……35

川づくり団体部門 参考資料……37

SAFETY FIRST

安全最優先

川での体験活動や調査をする際には安全を
最優先するために、必ず、

ライフジャケットを着用
してください。

詳しくは

https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html

1 河川基金　助成一覧

助成部門	助成対象者	助成区分	期間	助成金額
川づくり団体	流域川づくり団体	活動 A	1年	100万円まで
		活動 B	1年	60万円まで
		活動 C	1年	30万円まで
	全国川づくり団体	活動 A	1年	500万円まで (金額査定あり)
		活動 B	1年	100万円まで (金額査定あり)
	新設川づくり団体	新設川づくり団体 自立支援助成	3～5年	毎年50万円まで

※「金額査定あり」と表記された助成区分については、財団において申請金額を査定したうえで、助成額を決定いたします。

2 助成案内

川づくり団体部門

「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等（以下、「川づくり団体」という）に対し、その活動への助成を行います。川づくり団体部門は、川づくり団体の活動を支援する「流域川づくり団体」「全国川づくり団体」と設立されて5年以内の自立を支援する「新設川づくり団体」があります。「川づくり」に貢献する広範な活動の中でも、次世代を担う人づくりの活動に対しては重点的に助成を行います。また、新しいニーズやニーズの変化に即した新規事業、若手による取り組みや自律的展開への展望を持った活動も優先して助成を行います。

連続申請条件

常に新たな創意工夫をし、過年度の活動からさらに発展させることが助成の条件となります。

川づくり団体とは

❶ 公益法人等

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された法人
- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき設立された法人
  これに準ずる非営利法人（❸に該当するものを除く）

❷ 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された法人

❸ 河川協力団体

河川法（昭和39年法律第167号）第58条の8第1項の規定に基づく河川協力団体

❹ 任意団体

法人格を有さず、営利を目的としない団体で、次の条件を満たすいずれかの団体

- 行政を含む協議会等
  - 設立趣意書、会則等により、行政等の参加が確認できる団体
- 以下の内容を明記した定款、寄付行為に準ずる規約を有する団体
  - 団体の意思を決定し、事業を遂行できる組織であること
  - 自ら経理し、監査することができる組織であること
  - 会員、役職員の資格、任期等の規定があること
  - 情報公開に関する規定があること
- 地域の行政や学校から推薦を受けた団体
  - 地域で連携、協働する行政、河川管理者、地域の学校等から推薦状が受けられる団体

❺ その他

認可地縁団体、民間企業等

1 流域川づくり団体に対する助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動などを、流域規模で行う団体に助成を行います。その活動の内容により活動A、活動B、活動Cの3コースがあります。活動 A、B、Cは申請する活動内容の予算規模に応じた適切なコースを選択してください。なお、活動内容を適切に反映した申請金額であるかも踏まえて評価させていただきます。

1. 助成対象者

川づくり団体のうち、その活動範囲が全国的規模ではなく、一つないし複数の流域にまたがる規模で活動する団体

2. 対象テーマ

内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」にかかわる以下のような活動に対し助成を行います。活動内容に応じて、最も関連の深いテーマを選択してください。

テーマ一覧

① 河川や流域への理解を深める活動
② 河川・水教育を支援する活動
③ 人材育成、指導者育成に焦点を当てた活動
④ 川づくり団体が行う社会教育的活動
⑤ 河川環境の保全活動
⑥ 防災・減災に関する活動
⑦ 川を活かした地域づくりに関する活動
⑧ 流域間・流域内交流でのネットワークを構築する活動
- 川づくり団体相互
- 川づくり団体と河川管理者、行政等
- 川づくり団体と学校等の連携、交流

⑨ その他

3. 助成期間及び助成金額

① 助成期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までの1年間とします。
② 助成金額の上限は、1件につき
- 「活動A」コースは100万円とします。
- 「活動B」コースは60万円とします。
- 「活動C」コースは30万円とします。

2 全国川づくり団体に対する助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すために必要だと思われる活動などを、**全国的な規模で行う団体**に助成を行います。その活動の内容、規模により活動A、活動Bの2つのコースがあります。活動A、Bは申請する活動内容の予算規模に応じた適切なコースを選択してください。なお、活動内容を適切に反映した申請金額であるかも踏まえて評価させていただきます。

1. 助成対象者

川づくり団体のうち、全国的な規模で活動する団体

2. 対象テーマ

内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」にかかわる以下のような活動に対し助成を行います。活動内容に応じて、最も関連の深いテーマを選択してください。

テーマ一覧

① 河川や流域への理解を深める活動
② 河川・水教育を支援する活動
③ 人材育成、指導者育成に焦点を当てた活動
④ 川づくり団体が行う社会教育的活動
⑤ 河川環境の保全活動
⑥ 防災・減災に関する活動
⑦ 川を活かした地域づくりに関する活動
⑧ 流域間・流域内交流でのネットワークを構築する活動
- 川づくり団体相互
- 川づくり団体と河川管理者、行政等
- 川づくり団体と学校等の連携、交流

⑨ その他

3. 助成期間及び助成金額

① 助成期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までの1年間とします。
② 助成金額は、1件につき
- 「活動A」コースは500万円を上限とします。
- 「活動B」コースは100万円を上限とします。

※ 財団において申請金額を査定したうえで、助成額を決定いたします。

3 新設川づくり団体に対する助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すための実践的な活動を行う、**設立されて5年以内の団体**に対し、助成を行います。その活動を軌道に乗せるために必要な経費を支援します。

1. 助成対象者

川づくり団体のうち設立後5年以内（2024年11月15日時点）の、❷特定非営利活動法人、❹任意団体（P3参照）を対象とします。定款等にその主要事業のフィールドが川であることを明記している団体に限定します。既存団体との関連や活動計画の内容から判断して採択の対象から除外する場合もございます。

2. 対象テーマ

内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」にかかわる以下のような活動に対し助成を行います。活動内容に応じて、最も関連の深いテーマを選択してください。

テーマ一覧

① 河川や流域への理解を深める活動
② 河川・水教育を支援する活動
③ 人材育成、指導者育成に焦点を当てた活動
④ 川づくり団体が行う社会教育的活動
⑤ 河川環境の保全活動
⑥ 防災・減災に関する活動
⑦ 川を活かした地域づくりに関する活動
⑧ 流域間・流域内交流でのネットワークを構築する活動
- 川づくり団体相互
- 川づくり団体と河川管理者、行政等
- 川づくり団体と学校等の連携、交流

⑨ その他

3. 助成期間及び助成金額

① 「新設川づくり団体自立支援助成」の助成期間は最長5年です。
② 毎年度の助成期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。初年度は2025年4月1日から2026年3月31日までの1年間です。
③ 助成金額は年間50万円までとし、助成期間中は同じ金額とします。
④ 助成期間は申請時に3～5年の範囲で選択することができます。

4. 留意事項

① 「新設川づくり団体自立支援助成」として採択するものについては、2年度目以降の助成は前年度の中間報告に基づき審査します。このため、毎年度の中間報告は12月末までに提出をお願いします。**中間報告が期限にまで提出されない場合には、次年度以降不採択になります。**

最終年度は、成果報告書の提出をお願いします（最終年度は中間報告の必要はございません）。

② 審査結果によっては、活動計画の見直しを求めることがあります。

③ 「新設川づくり団体自立支援助成」に申請できるのは、2024年11月15日から過去5年以内に設立した団体です。以下の団体は対象にはなりません。

- 既存団体の団体名の名称変更や NPO 登録等により組織の変更を行った団体(注1)
- 既存団体の合併、分割等により設立した団体(注2)
- 既存団体の下部組織として設立した団体(注2)
- 既存団体が集まって設立した団体（例えば、ネットワーク組織や協議会、実行委員会等）(注2)
- 既存団体の関係者が新たな団体を新設する場合は、既存団体との関連や活動計画の内容から判断して、対象から除外することがあります。

（注1）団体の設立年数は、「当初の団体設立後からの年数」となりますので、単に名称などの変更やNPO 登録等を行った団体については対象になりません。

（注2）過去に採択された新設川づくり団体は、適用しません。

④ 申請事業の主な内容が、講演会・講習会、シンポジウム、交流会、イベント等の開催など、**川をフィールドとしない事業は、「新設川づくり団体自立支援助成」の採択の対象外**とさせていただきます。「流域川づくり団体」「全国川づくり団体」より申請してください。

⑤ 「新設川づくり団体自立支援助成」の助成を受けている期間、その団体は「川づくり団体活動助成」への申請はできません。

4 審査基準

河川基金の採択にあたっては、下記の項目について、総合的に審査を行います。

1. 目的

●活動の目的が明確か、「川づくり」の課題を踏まえたものになっているか

2. 成果

●目指す成果の形（成果目標）が明らかであるか

●「川づくり」に対する成果の活用が期待できるか

3. 内容

●活動内容が目的や成果に対して妥当であり、計画に無理がなく具体的であるか

●活動の実施内容、実施時期が適切かつ効果的であるか

●活動の内容、方法等に独自の視点があり、新たな取り組みが行われているか

●流域川づくり団体、全国川づくり団体において、今年度（令和6年度）に採択され、来年度（令和7年度）も**継続して申請する事業**については、来年度の活動において目指す内容や成果が今年度から進歩していることが必要です。
特に**連続5年以上助成されている事業**については、過年度の目標達成状況、活動に関する反省や教訓を踏まえて、他の模範となるような活動に発展させていくことが必要です。

4. 関係者との連携

●河川管理者との連携がとられているか

●地域の関係者との連携や協力が期待できるか

5. 団体の活動を自律的、継続的に展開するための展望について

【流域川づくり団体】【全国川づくり団体】

●自律的な活動の継続に関する展望をもっているか

●上記展望に基づき、将来的に自らの団体の活動に必要な資金の確保について、現状認識と具体的な方策を考えているか

●将来的に自らの団体の活動を継続していくために必要な人材、後継者の育成を具体的に考えているか

【新設川づくり団体】

●助成終了後の自律的な活動継続に関する展望をもっているか

●上記展望に基づき、将来的に自らの団体の活動に必要な資金の確保について、具体的に考えているか

●将来的に自らの団体の活動を継続していくために必要な人材、後継者の育成を具体的に考えているか

●上記展望に向けた各年の目標と活動内容及び見込まれる成果が記載されているか

6. その他の審査項目

●予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか

●十分な会計処理能力及び事務処理能力を有しているか（過年度の報告書等の提出書類、決算が適切であったか）

5 留意事項

1. 留意事項

① 申請代表者は団体の長とします。

② 原則として、同一申請者による複数の申請はできません。

③ 2025年度に「新設川づくり団体自立支援助成」の対象となっている団体は「川づくり団体活動助成」への申請はできません。

④ 川づくり団体部門の申請にあたっては、団体役員及び職員名簿（最新版）を必ず提出してください。当該名簿が提出されない場合は不採択となることがありますのでご注意ください。様式は河川財団ホームページよりダウンロードできます。

⑤ 審査の結果によっては、助成区分を変更して採択することがあります。

⑥ 河川管理者と一体的に実施するものについては、河川管理者との連携状況をより明確にするため、相手方の所属（担当課名まで記入）と担当者の氏名を記入してください。

⑦ 河川法第58条の8第1項の規定に基づく「河川協力団体」の場合は、申請書の該当欄に記載してください。

⑧ 川や水辺での体験活動については、安全を最優先するため、必ずライフジャケットの着用を前提として計画してください。

2. 河川美化・緑化事業への申請について

河川基金川づくり団体部門に申請するものが、河川美化・緑化事業にも申請することは可能ですが、助成対象とする活動内容の重複は認められません。重複が確認された場合にはどちらも不採択とすることがあります。

河川美化・緑化事業
https://www.kasen.or.jp/jyosei/tabid59.html

こちらの
QRコードから
アクセス

3. 成果の発表と表彰

助成事業の成果報告については、成果評価を行い、優秀成果については「川と人をつなぐ活動成果発表会」で発表していただくことがあります。

申請手続きの詳細については、P10以降の『申請手続き』についてよく読んで申請してください。

3 申請手続き

1 申請の方法

① 当財団のホームページからWebで申請してください。電子メール、郵送、持参では受付けませんのでご注意ください。

② 提出書類等

- 申請者及び申請者等の所属する機関・団体によって、P17～P19の表のように、提出することが義務付けられている書類があります。
- 提出書類はWeb申請手続きシステムよりダウンロードして作成してください。必要な提出書類が不足した場合は「審査対象外」になりますので、ご注意ください。
- 一度提出いただいた申請書の差し替えや提出書類の追加は、11月11日までは対応いたします。事務局へお問い合わせください。それ以降は一切応じられませんのでご注意ください。

2 申請期限

2024年11月15日(金)18:00 厳守

■Web申請手続きシステム

Web申請手続きシステムは、11月15日18:00 に閉鎖します。

※ 上記の時刻を過ぎると受け付けできません。時間に余裕をもって申請してください。

※ 募集要項、Web申請手続きシステムご利用マニュアルは、河川財団ホームページよりダウンロードしてください。

3 問い合わせ先

公益財団法人
河川財団

電話：03-5847-8303
E-mail：kikin-toi@kasen.or.jp
担当：公益財団法人河川財団　基金事業部
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9 住友生命日本橋小伝馬町ビル2階
電話での問い合わせは、下記の時間帯にお願いします。
9:15～12:00, 13:00～17:30(土曜、日曜、祝祭日を除く)

河川財団ホームページ
https://www.kasen.or.jp/

こちらのQRコードからアクセス

4 申請手続きの留意事項

助成事業の申請にあたり、以下に留意事項を列記しますので、参考にしてください。過去の申請では、必要な書類が未提出のため審査対象外になったケースも見受けられます。

1 申請部門は正しいものを選んでください。

① 研究者・研究機関部門
② 川づくり団体部門
③ 学校部門（河川・水教育助成）

の3部門があります。申請部門によって記載事項が異なりますので、間違いのないように申請部門を選んでください。

2 必要な書類は全て添付してください。

必要な提出書類がないと書類不備として審査対象外になります。

3 申請者についてご確認ください。

川づくり団体部門は必ず**団体代表者名**で申請してください。

4 活動内容に見合った申請金額で申請してください。

なお、資金計画を立てる際、P35の「助成経費一覧」を踏まえたものにしてください。

5 同一助成部門における同一申請者による複数申請はできません。（一部例外を除く）

同一助成部門において複数申請がある場合は、申請したもの全てが審査対象外となります。

6 同一申請者が川づくり団体活動助成と新設川づくり団体自立支援助成の双方に申請することはできません。

7 新設川づくり団体自立支援助成を2025年度も受ける予定の団体が、川づくり団体活動助成に申請することはできません。

8 新設川づくり団体自立支援助成に申請できるのは、団体設立後5年以内（2024年11月15日時点）の団体のみです（単なる名称変更やNPO登録変更から5年以内の場合は対象外です）。また、一度助成を受けた団体が再度新設川づくり団体自立支援助成に申請することはできません。

5 審査・決定及び通知

① 採否は、有識者により構成される選考委員会での審査に基づき決定いたします。
② 採否の通知は、全ての申請者に対して、**4月初旬に連絡担当者住所へ送付**いたします。
③ 採否の理由の説明については、一切応じられませんのでご了承ください。
④ 提出された申請書、添付資料は返却いたしませんのでご了承ください。
⑤ 報告書は必ず提出期限までに提出してください。なお、過去に助成を受けた方で、その期限までに報告書が提出されていない場合は、採択を見送る場合があります。

6 助成金の交付・額の確定

① 助成額が「○○万円まで」と表記された助成区分については、申請金額と同額を助成する「定額助成」となります。当該助成区分で定められた助成額の範囲内であれば、任意の金額で申請可能です。
たとえば、助成額100万円までの助成区分では、その範囲内である80万円で申請することもできます。なおこの場合は、申請金額と同額の80万円で採択・助成します。
② 助成額が「金額査定あり」と表記された助成区分については、財団において申請金額を査定したうえで、助成額を決定します。
③ 助成金の交付は請求に基づき完了払いを原則とします。ただし、請書提出と同時（2025年4月30日まで）に前払い請求があった場合には前金払いをいたします。ただし、前金払いの請求金額には制限があります。

前金払いの上限

助成対象者	助成区分	前金払い請求可能額の上限
流域川づくり団体	活動 A	採択金額全額
	活動 B	採択金額全額
	活動 C	採択金額全額
全国川づくり団体	活動 A	採択金額の80%
	活動 B	採択金額全額
新設川づくり団体	新設川づくり団体自立支援助成	採択金額全額

④ 申請者からの報告書提出後、当財団が提出された実績報告書の内容審査、並びに費用の証票、帳簿等の審査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知します。

7 成果等の報告

① 2025年度助成事業の期間は、助成期間1年の場合は、2026年3月末日までです。

② 助成事業が終了したときは、その成果及び支出の概要を遅滞なく報告してください。
（提出締切：2026年4月30日消印有効）

③ 川づくり団体部門の新設川づくり団体自立支援助成については、毎年中間報告を提出してください。2025年度助成事業については、「河川基金中間報告」を2025年12月26日（消印有効）までに、また、「河川基金に関する決算報告書」を2026年4月30日（消印有効）までに提出してください。なお、随時状況報告を求めることがあります。

④ 外国語の報告書は受付けませんので、日本語で報告書を作成してください。

⑤ 助成事業の報告書は所定の様式で提出してください。

⑥ 決算報告書について
成果の報告と共に経費の報告である決算報告書を提出いただきます。決算報告書に記載する経費全てのレシート(コピー)または振込を証明する書類（コピー）を提出してください。

※ 報告書提出の遅れに対しては、当該助成事業者の採択を見送る場合があります。

※ 報告書等が未提出の場合は、当該助成事業の取消し及び助成金の返還請求等を行いますので、ご留意ください。また、取消しが行われた場合、次年度の事業も取り消します。

8 成果の公表・発表等

① 当財団が開催する川づくり団体部門成果発表会へ発表依頼をすることがあります。その際にはご協力をお願いします。（例年助成事業終了年度の翌年1月末～2月上旬に開催）

② 助成事業による成果にかかる著作権や特許権などは、特に定めない限り助成を受けた機関・団体・研究者に帰属します。当財団はその成果について、一般の方の閲覧を許可するとともに、当財団のホームページなどで公表できるものとします。

③ 助成事業の成果を公表するときは、その旨（方法、内容等）を報告してください。
個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」の法令及び関係法令を遵守し、助成事業の運営のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

9 助成金の交付決定の取り消し

1 助成金の交付決定の取り消し

申請者が次の各号に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。

① 助成金の交付申請について、不正の事実があった場合
② 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
③ 助成活動の遂行が助成金交付の決定の内容に違反していると認められる場合
④ 報告書の提出が3か月以上遅れた場合
⑤ 報告書の内容に知的財産権の侵害行為があった場合
⑥ その他、助成事業に関して助成の決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合

2 助成金の返還

助成金の交付の決定の全部を取り消した場合で、すでに助成金が交付されている時は、助成金の全額を返還していただきます。また、助成金の交付の決定の一部を取り消した場合で、すでに助成金が交付されている時は、助成金の取消にかかわる部分を返還していただきます。

3 加算金及び延滞金

① 助成金の返還を命じられたときには、その命令にかかる助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した加算金を当財団へ納付していただきます。
② 助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内としています。返還期限までに納付しないときは、助成対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を当財団へ納付していただきます。

河川基金助成事業の流れ

募　　集

募集期間
2024年10月1日9:00 ～11月15日18:00

結　　果

採択通知発送（郵送）
2025年4月初旬　郵送にて発送

活動期間

流域・全国の場合
2025年4月1日～2026年3月31日まで

助 成 金

前金払いの申請（希望する方）
2025年4月30日まで受付

報　　告

流域・全国の場合
2026年4月30日までに報告書一式を提出

発 表 会

川づくり団体部門発表会　2025年度助成者対象
2027年1月～2月に東京にて開催予定

申請可能な団体一覧

種	条件
公益法人等	● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人 ● 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき設立された法人 ● 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき設立された法人 ● これに準ずる非営利法人（河川協力団体に該当するものを除く）
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条の規定に基づき設立された法人
河川協力団体	河川法（昭和39年法律第167号）第58条の８第１項の規定に基づく河川協力団体
任意団体 （法人格を有さず営利目的としない団体で右の条件を満たすいずれかの団体）	● 行政を含む協議会等 ・設立趣意書、会則等により、行政等の参加が確認できる団体 ● 以下の内容を明記した定款、寄付行為に準ずる規約を有する団体 ・団体の意思を決定し、事業を遂行できる組織であること ・自ら経理し、監査することができる組織であること ・会員、役職員の資格、任期等の規定があること ・情報公開に関する規定があること ● 地域の行政や学校から推薦を受けた団体 ・地域で連携、協働する行政、河川管理者、地域の学校等から推薦状が受けられる団体
その他	● 認可地縁団体、民間企業等

川づくり団体部門　提出書類一覧

※ グレーの欄の書類の提出は任意です。

【種】公益法人／一般法人／民間 等

書類名	提出	取得方法	備考
申請書	必須	ダウンロード	【申請書】川づくり団体部門（活動 A～C）
必要経費	必須	ダウンロード	必要経費（新設川づくり団体については新設川づくりのフォーマットを使用してください）
定款または登記簿謄本	必須	指定フォーマットなし	団体の定款または登記簿謄本
資力及び信用に関する資料	必須	指定フォーマットなし	団体発行の書類
団体役員名簿	必須	ダウンロード	団体役員名簿
推薦状	任意	指定フォーマットなし	地域で連携、協働する行政、河川管理者、地域の学校から推薦を受けた場合推薦状を提出してください

【種】特定非営利活動法人

書類名	提出	取得方法	備考
申請書	必須	ダウンロード	【申請書】川づくり団体部門（活動 A～C） 【申請書】新設川づくり団体自立支援助成
必要経費	必須	ダウンロード	必要経費（新設川づくり団体については新設川づくりのフォーマットを使用してください）
定款または登記簿謄本	必須	指定フォーマットなし	団体の定款または登記簿謄本
資力及び信用に関する資料	必須	指定フォーマットなし	団体発行の書類
団体役員名簿	必須	ダウンロード	団体役員名簿
推薦状	任意	指定フォーマットなし	地域で連携、協働する行政、河川管理者、地域の学校から推薦を受けた場合推薦状を提出してください

【種】河川協力団体

書類名	提出	取得方法	備考
申請書	必須	ダウンロード	【申請書】川づくり団体部門（活動 A～C）
必要経費	必須	ダウンロード	必要経費（新設川づくり団体については新設川づくりのフォーマットを使用してください）
定款または登記簿謄本	必須	指定フォーマットなし	団体の定款または登記簿謄本
資力及び信用に関する資料	必須	指定フォーマットなし	団体発行の書類
団体役員名簿	必須	ダウンロード	団体役員名簿
代表者住所証明書	必須	指定フォーマットなし	住民票、印鑑証明、運転免許証の写し、健康保険証の写し
河川協力団体指定書（写し）	必須	指定フォーマットなし	国土交通省より発行された認定書（写し）を提出
推薦状	任意	指定フォーマットなし	地域で連携、協働する行政、河川管理者、地域の学校から推薦を受けた場合推薦状を提出してください

【種】任意団体

書類名	提出	取得方法	備考
申請書	必須	ダウンロード	【申請書】川づくり団体部門（活動 A～C） 【申請書】新設川づくり団体自立支援助成
必要経費	必須	ダウンロード	必要経費（新設川づくり団体については新設川づくりのフォーマットを使用してください）
定款または登記簿謄本	必須	指定フォーマットなし	任意団体の場合、意思決定の方法、会計、役員職の資格、任期、情報開示等が明記されている規約等
資力及び信用に関する資料	必須	指定フォーマットなし	団体発行の書類
団体役員名簿	必須	ダウンロード	団体役員名簿
代表者住所証明書	必須	指定フォーマットなし	住民票、印鑑証明、運転免許証の写し、健康保険証の写し
推薦状	任意	指定フォーマットなし	地域で連携、協働する行政、河川管理者、地域の学校から推薦を受けた場合推薦状を提出してください

川づくり団体部門　提出書類一覧

【種】その他

書類名	提出	取得方法	備考
申請書	必須	ダウンロード	【申請書】川づくり団体部門（活動 A～C）
必要経費	必須	ダウンロード	必要経費（新設川づくり団体については新設川づくりのフォーマットを使用してください）
定款または登記簿謄本	必須	指定フォーマットなし	団体の定款または登記簿謄本
資力及び信用に関する資料	必須	指定フォーマットなし	団体発行の書類
団体役員名簿	必須	ダウンロード	団体役員名簿
代表者住所証明書	必須	指定フォーマットなし	住民票、印鑑証明、運転免許証の写し、健康保険証の写し
認定地縁団体証明書	必須	指定フォーマットなし	認定地縁団体の場合は証明書を提出してください
推薦状	任意	指定フォーマットなし	地域で連携、協働する行政、河川管理者、地域の学校から推薦を受けた場合推薦状を提出してください

提出書類は、Web申請システムよりダウンロードが可能となっております。必要書類の提出漏れがございますと、**審査対象外**となってしまいますので、ご注意ください。

提 出 書 類

フォーマット見本

1 Web申請手続きシステムで入力

2 提出書類　※指定の様式をダウンロードして作成

2-① 流域川づくり団体・全国川づくり団体
2-② 新設川づくり団体
2-③ 必要経費（流域川づくり団体・全国川づくり団体）
2-④ 必要経費（新設川づくり団体）
2-⑤ 購入理由書
2-⑥ 役員名簿（各助成区分共通）

※ 提出書類は、Web申請システムよりダウンロード可能となっています。
提出書類は必ず当該年度のものを使用してください。
所要の提出書類が提出されていない場合や必須の項目が無記入の場合は審査対象外となりますのでご注意ください。

河川財団ホームページ
https://www.kasen.or.jp/

こちらの
QRコードから
アクセス

1 Web申請手続きシステムで入力

※ 申請事業名の欄には、活動のタイトルをご記入ください。

※【申請概要】の文字数について

200文字以内での入力をお願いいたします。200文字を超えると、申請システムにより「保存」のボタンがクリックできなくなります。

申請ID	0250364	助成番号	
申請事業名	○○川の清掃活動・生き物観察会	申請年度	2025
助成部門	川づくり団体	申請日	2024年10月14日
助成対象者	流域川づくり団体	助成区分	活動Ａ（6111）

申請概要	
申請金額	1,000,000円
採択金額	0円
助成期間	1年度
所属機関　法人格	特定非営利活動法人
所属機関名	○○川を守る会
所属機関名（かな）	まるまるがわをまもるかい
河川協力団体	有
メールアドレス	xxx@kasen.or.jp
申請概要	テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキスト
申請テーマ	河川や流域への理解を深める活動
対象とする水系	荒川
対象とする河川名	荒川
河川管理者との連携	テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。
河川管理者の所属	○○河川事務所
河川管理者の氏名	××　××
（どこで河川基金助成を知りましたか？）	他の市民団体の紹介。

申請者概要	
氏名	河川 太郎
ふりがな	かせん　たろう
職名	会長
生年月日	1955-04-30
性別	男性
郵便番号	000-0000
住所	東京都○×区○×町1-2-3

申請団体情報	
電話番号	00-0000-0000
携帯電話	090-0000-0000
FAX	01-0000-0000
メールアドレス	xxx@kasen.or.jp

申請団体	
所属機関　法人格	特定非営利活動法人
所属機関名	○○川を守る会（まるまるがわをまもるかい）
河川協力団体	有
設立年月日	1900-01-01
会員数	30
申請団体の設立目的・経緯・概要等	テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。

申請団体の活動状況実績（任意入力）	
申請団体の活動状況実績（任意入力）1	2023 テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。
申請団体の活動状況実績（任意入力）2	2023 テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。

1 Web申請手続きシステムで入力(続き)

連絡担当者	
氏名	河川 次郎
ふりがな	かせん　じろう
職名	副会長
所属機関	○○川を守る会
所属機関（かな）	まるまるがわをまもるかい
郵便番号	000-0000
住所	東京都○×区○×町1-2-3
TEL	00-0300-0000
携帯	090-0000-0000
Email 1	×××@kasen.or.jp
Email 2	
氏名 2	
ふりがな 2	
職名 2	
所属機関 2	
所属機関（かな）2	
郵便番号 2	
住所 2	
TEL 2	
携帯 2	
Email 1 2	
Email 2 2	

共同研究者

審査項目	
1	審査項目

計画スケジュール		
No.	実施項目	作業日程
1	テキストを入力してください。テキストを入力してください。	開始 2025年04月 終了2025年05月
2	テキストを入力してください。テキストを入力してください。	開始 2025年05月 終了2025年07月
3	テキストを入力してください。	開始 2025年07月 終了2025年12月

必要経費	
1	必要経費

河川基金助成実績（過去５年間）				
No	申請年度	申請事業名	金額	成果の活用実績
1	2024	テキストを入力してください。	1,000,000	テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。

定款等	
1	定款

資力及び信用に関する資料	
1	賃借対照表

団体役員名簿	
1	役員名簿

他団体からの助成を受ける予定				
No	年度	所属機関名	所属機関名（かな）	金額
1	2025	○○財団	まるまるざいだん	50,000

その他の添付書類（教育計画書、役員名簿等）	
1	その他の書類

2-① 【流域川づくり団体、全国川づくり団体】(1/3) ※ダウンロードして作成

2025申請書

川づくり団体部門（流域川づくり団体、全国川づくり団体）

申請者所属	
申請者代表	

【目的】

①-1 活動の目的を記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 0

①-2 活動により、解決したい「川づくり」の課題や問題点を具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 0

【成果】

②-1 目指す成果の形（成果目標）を明確に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 0

②-2 活動の成果を、「川づくり」に活用することが期待できる部分を具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 0

2-①【流域川づくり団体、全国川づくり団体】(2/3) ※ダウンロードして作成

【内容】

③-1 活動の実施内容と実施時期を具体的に記載してください。(400文字以内)**(必須)**

注）主な項目毎に箇条書きで記入してください

文字数 21

③-2 活動の内容、方法等における独自の視点、新たな取り組みについて具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 0

③-3 現在採択され活動を行っており、継続して申請される団体の方は、今回の活動において目指す内容や成果がどのように進歩するのかを記載してください。該当しない方は【該当なし】と記載してください。(200文字以内)**(該当する場合)**

文字数 0

③-4 ③-3に該当する団体の方で、過去連続して5年以上採択されている方は、過年度の活動における目標の達成状況、反省点や教訓を踏まえて、他の模範となるべくどのように活動を発展させていくのかを具体的に記載してください。該当しない方は【該当なし】と記載してください。(200文字以内)**(該当する場合)**

文字数 0

【関係者との連携状況】

④ 河川管理者及び地域住民、他団体、地方公共団体等との連携状況を記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 0

2-① 【流域川づくり団体、全国川づくり団体】(3/3) ※ダウンロードして作成

【団体の活動を自律的、継続的に展開するための展望について】

⑤-1 貴団体の自律的な活動の継続に関する展望を具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 0

⑤-2 上記展望をふまえ、将来的に貴団体の活動を支えるために必要な資金の確保について、現状と今後の具体的な方策や取組を記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 0

⑤-3 将来的に貴団体の活動を継続していくために必要な人材または後継者の育成について行っている取り組みを具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 0

【その他関連事項】

⑥-1 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるのか記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 0

⑥-2 一つの費目の金額が助成全体額の50%を越える場合、理由を記載してください。(200文字以内)**(該当する場合)**

文字数 0

2-②　【新設川づくり団体自立支援助成】(1/5) ※ダウンロードして作成

2025申請書

川づくり団体部門（新設川づくり団体自立支援助成）

申請者所属	
申請者代表	

【目的】

①-1 活動の目的を記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数　0

【成果】

②-1 目指す成果の形（成果目標）を明確に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数　0

②-2 活動の成果を、「川づくり」に活用することが期待できる部分を具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数　0

【内容】

③-1 活動計画期間全体の主な実施内容を具体的に記載してください。(400文字以内)**(必須)**

注）項目毎に箇条書きで記入してください

文字数　19

【関係者との連携状況】

④ 今後、河川管理者及び地域住民、他団体、地方公共団体等の関係者との連携をとっていく予定があれば記載してください。すでに連携がある場合も記載をお願いします。(200文字以内)(必須)

文字数 0

【団体の活動を自律的、継続的に展開するための展開について】

⑤-1 助成終了後、貴団体は地域でどのような役割を担っていきたいのか、その目標を記載してください。(200文字以内)(必須)

文字数 0

⑤-2 将来的に貴団体の活動を支えるために必要な資金の確保についての取組を具体的に記載してください。(200文字以内)(必須)

文字数 0

⑤-3 将来的に貴団体の活動を継続していくために必要な人材または後継者の育成についての取組を具体的に記載してください。(200文字以内)(必須)

文字数 0

2-②【新設川づくり団体自立支援助成】(3/5) ※ダウンロードして作成

⑤-4 上記展望、資金の確保策及び人材育成の取組をふまえ、各区分年ごとに、目標や活動内容及び成果目標を、具体的に記載してください。(必須)

1年目	年間の目標または重点課題(100文字)	文字数 0
	具体的な活動内容(200文字)	文字数 0
2年目	年間の目標または重点課題(100文字)	文字数 0
	具体的な活動内容(200文字)	文字数 0
3年目	年間の目標または重点課題(100文字)	文字数 0
	具体的な活動内容(200文字)	文字数 0

2-② 【新設川づくり団体自立支援助成】(4/5) ※ダウンロードして作成

4年目	年間の目標または重点課題(100文字)		
		文字数	0
	具体的な活動内容(200文字)		
		文字数	0
5年目 ※助成終了後の活動を支えるために必要な資金の確保、人材または後継者の育成等の観点を重視して記載	年間の目標または重点課題(100文字)		
		文字数	0
	具体的な活動内容(200文字)		
		文字数	0

2-②【新設川づくり団体自立支援助成】(5/5) ※ダウンロードして作成

【その他関連事項】

⑥-1 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるのか記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数	0

⑥-2 一つの費目の金額が助成全体額の50%を越える場合、理由を記載してください。(200文字以内)**(該当する場合)**

文字数	0

2-③ 必要経費【流域川づくり団体、全国川づくり団体】※ダウンロードして作成

※ 申請IDの欄には、【O25】で始まる番号を入力してください。
※ 助成番号は採択後に発番されるため、空欄のままでかまいません。

助成事業申請金額

申請ID		助成番号	
申請者		申請事業名	

費目No	年度	費目 内容	申請金額	採択金額	執行計画金額	実施金額	実施金額のうち助成対象とする金額	摘要
1	2025年度	人件費	円	円	円	円	円	
2	2025年度	資料・印刷費	円	円	円	円	円	
3	2025年度	旅費・交通費	円	円	円	円	円	
4	2025年度	協力者謝金費	円	円	円	円	円	
5	2025年度	会議費	円	円	円	円	円	
6	2025年度	研修費	円	円	円	円	円	
7	2025年度	委託費	円	円	円	円	円	
8	2025年度	器具・備品費	円	円	円	円	円	
9	2025年度	リース費	円	円	円	円	円	
10	2025年度	通信・運搬費	円	円	円	円	円	
11	2025年度	消耗品費	円	円	円	円	円	
12	2025年度	広報費	円	円	円	円	円	
13	2025年度	施設等維持経費	円	円	円	円	円	
14	2025年度	雑費	円	円	円	円	円	
合　計			0 円	0 円	0 円	0 円	**0** 円	

※ 各費目の内容欄に必ず詳細を入力してください。

2-④ 必要経費【新設川づくり団体自立支援助成】※ダウンロードして作成

※ 申請IDの欄には、【O25】で始まる番号を入力してください。
※ 助成番号は採択後に発番されるため、空欄のままでかまいません。

助成事業申請金額(1年目)

申請ID		助成番号	
申請者		申請事業名	

費目No	年度	費目 内容	申請金額	採択金額	執行計画金額	実施金額	実施金額のうち助成対象とする金額	摘要
1	2025年度	人件費	円	円	円	円	円	
2	2025年度	資料・印刷費	円	円	円	円	円	
3	2025年度	旅費・交通費	円	円	円	円	円	
4	2025年度	協力者謝金費	円	円	円	円	円	
5	2025年度	会議費	円	円	円	円	円	
6	2025年度	研修費	円	円	円	円	円	
7	2025年度	委託費	円	円	円	円	円	
8	2025年度	器具・備品費	円	円	円	円	円	
9	2025年度	リース費	円	円	円	円	円	
10	2025年度	通信・運搬費	円	円	円	円	円	
11	2025年度	消耗品費	円	円	円	円	円	
12	2025年度	広報費	円	円	円	円	円	
13	2025年度	施設等維持経費	円	円	円	円	円	
14	2025年度	雑費	円	円	円	円	円	
合　計			0 円	0 円	0 円	0 円	**0** 円	

※ 各費目の内容欄に必ず詳細を入力してください。

2-⑤ 購入理由書 ※ダウンロードして作成

令和〇年〇月〇日

購入理由書

所属

申請者氏名

購入予定の機器情報

品名：
メーカー：
型番：
金額：
購入数：
購入が必要な理由：

2-⑥ 役員名簿 ※ダウンロードして作成

役員名簿

申請者所属	
申請者代表	

番号	職名	氏名	住所		所属先/勤務先	
			郵便番号	住所	所属	職名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

助成経費一覧

※ 一つの費目の助成金額は、助成金額全体の50%を超えないようにしてください。

	費目※	説明	備考
1	人件費	・事業に必要な臨時的な補助作業者に対する人件費 ※人件費について認められる決済資料は、金融機関への振込を証明する資料（金融機関印のある振込依頼書または通帳の引き落とし部分のコピー）のみです	・申請者が所属する団体関係者への人件費は認められません ・決済資料は、人件費をお振込みする個人へ振込したことが分かる書類をご提出願います
2	資料・印刷費	・書籍、地図、航空写真等の購入費 ・民間企業へポスター・チラシ等を作成・印刷発注した際の費用 ・所有のプリンターで印刷を使用した場合は、購入したインクトナー代、用紙購入費用が対象	企業・店舗から発行されたレシートを提出してください
3	旅費・交通費	・現地調査・会議・打合せ等の出張に伴う交通費、宿泊費・自家用車の燃料等、レンタカー借上げ代、有料道路通行料金 ・ガソリン代は起点から終点までの距離を20円／kmで計算してください（燃料費内訳フォーマットを使用してください） ・当財団が東京で開催する各部門の成果発表会及び、各地域で開催される、財団主催または協力の「地域説明会」への参加のための交通費、宿泊費1名分	・日当は対象になりません ・1000円未満の旅費については行程表でレシートの代わりとできます ・自家用車のガソリン代は燃料費内訳フォーマットがレシートの代わりとなります。レンタカー使用時のガソリン代はレシートを提出してください ・パーキング代は助成対象外です
4	協力者謝金費	・外部協力者、外部講師、外部専門家への謝金 ※協力者謝金費として助成対象とできるのは、1回につき一人に対して上限2万円です	・協力者謝金費をお支払いする方の氏名、実働日、内容、活動時間を明記してください ・謝金について認められる決済資料は謝金をお振込みする個人へ振込したことが分かる書類（金融機関発行のもの。金融機関印のある振込依頼書または通帳の引き落とし部分のコピー）のみです
5	会議費	・会議、研修会、講習会開催費用等、会場借り上げ費用、看板設営費、会場の運営・機器使用料、記録（速記、テープ起こし）料	食品・飲料代は対象外です
6	研修費	・創業支援等の研修会参加費、先進事例調査等	・新設川づくり団体に対する助成のみ対象の費目です ・研修会参加等のための旅費、交通費は研修費として計上してください
7	委託費	・現地調査・観測、実験、試料採取、測量、アンケート調査、データ整理等、研究または事業の一部を外部に委託する費用	
8	器具・備品費	・パソコン、ドローン ・カメラ、望遠鏡、顕微鏡等光学機器 ・その他、1点5万円以上の機器、機材 ※1点5万円以上の機器・機材を購入予定の場合は申請時に理由書を提出してください。事後の購入はできません	パソコン購入などの理由書は、様式集にあります。 高額な測定機器、情報機器等高額な機器については、レンタルの活用等の工夫をお願いします ※5万円以下の器具・備品は消耗品費に入れてください

	費目※	説明	備考
9	リース費	・コンピューター及びソフト使用料等の経費 ・草刈機等のレンタル費用 ・Eボート、カヌー、ライフジャケット等のレンタル費用	・企業・店舗から発行されたレシートを提出してください ・リース期間は助成期間内です
10	通信・運搬費	・切手代、封筒代、宅配便代等 ・資材・機器運搬費用等	
11	消耗品費	・一般文具用品等、用紙代、試薬 ・試料等実験のための資材、水質調査用器材（パックテスト） ・データ保存用電子媒体、電池等 ・ライフジャケット ・その他、1点5万円未満の器具・作業用具等	・食料品、飲料代は認められません。ただし、イベント等において熱中症予防のための飲料代は認められます ・企業・店舗から発行された明細が記載されているレシートを提出してください
12	広報費	・広報誌、交流新聞発行等の経費 ・ホームページ作成費 ・その他、広告・宣伝費用	河川基金による助成を受けた活動のみの広報活動が対象
13	施設等維持経費	・不動産借用費、光熱水料、維持費等 ・インターネット、モバイル通信等、通信設備接続費用	・新設川づくり団体自立支援助成のみが対象の費目です ・助成期間内の費用のみ対象とできます ・一般管理費は認められません
14	雑　　費	・損害保険料 ・その他各費目に該当しない経費	

※次の経費は認められません。

・申請者や申請団体の構成員が経営する企業、団体への、下記※印に該当する支出
・河川基金助成を受けている川づくり団体関係者への下記※印に該当する支出
・飲食費（イベント等で熱中症予防対策等の飲料は除く）、弁当代、会議などでの食事代、親睦会参加費、手土産代等
・助成金の支払い時には、ポイントを付けないでください。ポイントをつけた場合は、ポイント分を差し引いた額を助成対象額とします。また、購入時にポイントを使用した場合は、ポイント充当後の実際の支払額のみ助成対象とできます
・組織の運営管理に必要な一般管理費、経理事務手数料、交際費
・助成金を返納する際の振込手数料
・河川基金の助成を受けた活動以外の団体独自の活動報告や会報等の印刷、製本のための費用
・他の団体への助成（再助成）
・外国への出張旅費・交通費、外国における活動に必要な経費
・他の団体が開催する行事、催事、イベントへの参加費用（旅費・交通費を含む）

※人件費、資料・印刷費、協力者謝金費、研修費、委託費、リース費、通信・運搬費、広報費

川づくり団体部門　参考資料

NPOとの連携のススメ（河川管理者向け） 国土交通省

https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/pdf/npo.pdf

国土交通省では、NPOと河川管理者の連携事例を調査し、連携の効果・事例や連携内容、安全対策等を記載した河川管理者向けの手引きを作成しています。

川に遊びに行きませんか?　～MIZUBE ASOBI GUIDE～ 国土交通省

https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/pdf/mizubeasobiguide.pdf

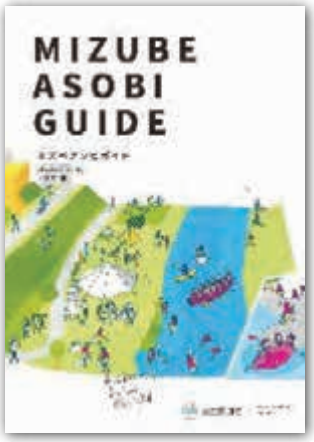

国土交通省では、河川での自然体験活動に興味をもってもらうための広報資料を作成しています。（川の体験活動のメニューや魅力、安全確保に関する知識等について記載）。

水辺の安全ハンドブック（2023年版）

https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html

川や水辺での活動をより安全で楽しいものとするために関係者の協力を得て作成しました。保護者・団体・学校関係者等、より多くの方々に「川に学ぶ」活動の導入書としてご活用いただければ幸いです。学校や団体向けの安全管理マニュアル例も掲載しています。

水難事故に関するデータ（「No more 水難事故（2024年版）」）

https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid324.html

水難事故に関する各種データ集です。水辺の活動における具体的な安全対策等についてもイラスト付きで紹介しています。

全国の水難事故マップ

http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid118.html

河川財団では、全国の河川に関わる水難事故に関するデータを独自に収集し、Googleマップ上に表示しています。

動画

「安全な川遊びのために」

https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid130.html

安全に川で活動するために気を付けるべきことなどを映像で紹介しています。「子ども向け（第1部）」と「指導者向け（第2部）」の2部構成となっています。

「リバーアドベンチャー ～川に魅せられし者たち～」 国土交通省

https://www.youtube.com/watch?v=IrIkZCm11l0

水難事故防止に関するRPG風の子ども向け動画です。

2025年度（令和７年度）

河川美化・緑化事業の募集を開始

地域の皆様の多様な活動にきめ細かく対応できる
事業制度となっています。
積極的な応募を期待します。

募集期間 **10月1日～11月30日**

申請方法 募集要項は河川財団 HP に掲載しています。
https://www.kasen.or.jp/jyosei/tabid59.html 河川財団　河川美化・緑化事業　検索

申請様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、
右記の申請受付専用メールアドレスに送付してください。 **ggg-shinsei@kasen.or.jp**

助成コース

活動規模により４つのコースを設定しています。

- 「活動A」コース …… 20万円（定額）
- 「活動B」コース …… 10万円（定額）
- 「活動C」コース …… 5万円（定額）
- 「大規模植樹・植栽」コース …… 100万円（上限）

助成の対象

河川及びその近傍における次のような活動が
助成の対象となります。

イ）河川の美化（河川清掃活動、花壇の整備等）
ロ）河川の健全な緑化（植樹・植栽、植生管理等）
ハ）河川の環境改善・保全・防災等（外来種（植物）駆除、樹木伐採、除草・草刈、川の多自然化・浄化等）

＜河川美化・緑化事業とは＞

公益財団法人河川財団と公益社団法人ゴルフ緑化促進会（略称ＧＧＧ）とが連携し、国民生活をとりまく環境の緑化推進の一環として行っている取組みです。ゴルファーの皆様からいただいた協力金（「緑化協力金」といいます。）を元に、河川等における美化、健全な緑化、環境改善・保全・防災等の活動に対し助成を推進し、河川環境の向上を図り、緑化協力金の理解促進に寄与しようとするものです。